

青森県報

第三千八百七十号

平成二十六年
七月十八日
(金曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高年齢福祉課) ……一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……二
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……三
- 出先機関……………(中南地域) ……三
- 土地改良区の定款変更の認可……………(県民局) ……三
- 選挙管理委員会……………(事務局) ……三
- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(同) ……四
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……六
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……六
- 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……六
- 公安委員会……………(会計課) ……七
- 電子計算機等貸借契約に係る一般競争入札……………(同) ……七

告 示

青森県告示第五百七十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十六年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| 氏名又は名称 | 主たる事務所所在地又は住所 | 居宅サービスの種類 | 居宅サービス事業を行う所 | 指 定 年 月 日 |
|-----------|--------------------|-----------|--------------------|-----------|
| 三和工業株式会社 | 弘前市大字小沢六字大開四五の五 | 通所介護 | 弘前市大字小沢一丁目大開四四の二 | 平成二六・七一 |
| 社会福祉法人拓心会 | 五所川原市大字水野尾字懸樋二二二の三 | 通所介護 | 五所川原市大字水野尾字懸樋二一九の三 | 平成二六・七一 |
| 社会福祉法人希望 | 上北郡六戸町小松ケ丘四丁目七七八七 | 通所介護 | 上北郡六戸町小松ケ丘四丁目七七八七 | " |
| 社会福祉法人希望 | 上北郡六戸町小松ケ丘四丁目七七八七 | 訪問介護 | 三沢市中央町四丁目六の一三 | " |
| 社会福祉法人希望 | 上北郡六戸町小松ケ丘四丁目七七八七 | 訪問看護 | 三沢市中央町四丁目六の一三 | " |
| 株式会社あうら | 青森市幸畑二丁目六の一〇 | 通所介護 | 弘前市大字大原二丁目一〇の一 | " |
| 株式会社ミライフ | 八戸市諏訪二丁目六の一八 | 通所介護 | 八戸市青葉三丁目一六の一五 | " |
| 株式会社愛和の里 | 八戸市大字湊町字赤坂三四の一 | 訪問介護 | 八戸市大字大久保字下長根二の六 | " |
| 株式会社愛和の里 | 八戸市大字湊町字赤坂三四の一 | 訪問看護 | 八戸市大字大久保字下長根二の六 | " |

| | | |
|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 有限会社 アークシヨ ナルアーツ | 有限会社 アークシヨ ナルアーツ | 有限会社 アークシヨ ナルアーツ |
| 八戸市石堂一丁目二七の一五 | 八戸市石堂一丁目二七の一五 | 八戸市石堂一丁目二七の一五 |
| 訪問看護 | 訪問看護 | 訪問看護 |
| ナイシシヨグ ンベルメゾ ンK | ライフケア ステーション ンベルメゾ ンK | ナイシシヨグ ンベルメゾ ンK |
| 八戸市石堂一丁目二七の二五有 料老人ホームベ ルメゾンK | 八戸市石堂一丁目二七の二五有 料老人ホームベ ルメゾンK | 八戸市石堂一丁目二七の二五有 料老人ホームベ ルメゾンK |
| " | " | " |

青森県告示第五百七十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十六年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|--------------|-----------------------------|------------------|-------------------|-------------|-----|
| 指定居宅介護支援事業者 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 名称 | 所在地 | 年月日 |
| 社会福祉法人 希望 | 上北郡六戸町小 松ケ丘四丁目七 七の七八七 | のぞみ居宅介護 支援事業所 | 三沢市中央町四 丁目六の一三 | 平成 二六・七一 | |

青森県告示第五百七十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十六年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------|------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|--------------------|-----------------|-------------------------|
| 有限会社 アークシヨ ナルアーツ | 有限会社 アークシヨ ナルアーツ | 株式会社 愛和の里 | 株式会社 愛和の里 | 株式会社 ミライフ | 株式会社 あうら | 社会福祉 法人希望 | 社会福祉 法人希望 | 社会福祉 法人希望 | 三和工業 株式会社 | 社会福祉 法人拓心会 | 氏名称 又は 名は | 指定介護 予防サー ビス業者 |
| 八戸市石堂一丁目二七の一五 | 八戸市石堂一丁目二七の一五 | 八戸市大字湊町字赤坂三四の一 | 八戸市大字湊町字赤坂三四の一 | 八戸市諏訪二丁目六の一八 | 青森市幸畑二丁目六の一〇 | 上北郡六戸町小松ケ丘四丁目七の七八七 | 上北郡六戸町小松ケ丘四丁目七の七八七 | 上北郡六戸町小松ケ丘四丁目七の七八七 | 弘前市大字小沢六丁目四の四五 | 五所川原市大字水野尾字懸樋二二の二三 | 主たる事務所の所在地又は住所 | |
| 介護予防 訪問看護 | 介護予防 訪問看護 | 介護予防 訪問看護 | 介護予防 訪問看護 | 介護予防 通所介護 | 介護予防 通所介護 | 介護予防 訪問看護 | 介護予防 訪問看護 | 介護予防 通所介護 | 介護予防 通所介護 | 介護予防 通所介護 | 介護予防 サービスの種類 | |
| ライフケ アステー ション ンベル メゾ | ライフケ アステー ション ンベル メゾ | 訪問看護 ステーション 愛和の里 | 訪問看護 ステーション 愛和の里 | デイサー ビスあ み | デイサー ビスあ み | のぞみ訪 問看護 ステーション | のぞみ訪 問看護 ステーション | のぞみ訪 問看護 ステーション | 大開 デイ サービス | デイサー ビス ラポール | 名称 | 介護予 防サー ビス業 務所 |
| 八戸市石堂一丁目二七の二五有 料老人ホームベ ルメゾンK | 八戸市石堂一丁目二七の二五有 料老人ホームベ ルメゾンK | 八戸市大字久保字下長根二の六 | 八戸市大字久保字下長根二の六 | 八戸市青葉三丁目一六の一五 | 弘前市大字大原二丁目一〇の一 | 三沢市中央町四丁目六の一三 | 三沢市中央町四丁目六の一三 | 上北郡六戸町小松ケ丘四丁目七の七八七 | 弘前市大字小沢一字大開四四の二 | 五所川原市大字水野尾字懸樋二一九の三 | 所在地 | |
| " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | 平成 二六・七一 | 年月日 | 指定 |

| | | | | | |
|-------------------------|-------------------|--------------|--------------------------|--|---|
| 有限会社フ アंकシヨ ナルアーツ | 八戸市石堂一丁 目二七の一五 | 介護予防 通所介護 | デイサービ スセンター Kベルメゾン | 八戸市石堂一丁 目二七の二五有 料老人ホームベ ルメゾンK | " |
|-------------------------|-------------------|--------------|--------------------------|--|---|

青森県告示第五百七十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の
一部を次のように改正する。

平成二十六年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

- 「株式会社みちのく銀行沖館支店」青森市篠田二丁目 「」を
- 「株式会社みちのく銀行沖館支店」青森市篠田二丁目 「」に改める。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、長瀬
堰土地改良区の定款の変更を平成二十六年七月七日認可したので、同条第三項の規定
により公告する。

平成二十六年七月十八日

中南地域県民局長 高 原 至 智

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治
団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次
のとおり告示する。

平成二十六年七月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定す
る選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

| 政治団体の 名称 | 代表者 氏名 | 会計責任 者氏名 | 主たる事務所の所 在地 | 年届月 日出 |
|--------------------------|-----------|-------------|---------------------|------------------|
| 自由民主党青森 県郵政政治連盟 支部 | 吉沢 隆治 | 戸館 健二 | 弘前市大字松ケ枝 三丁目一〇の二 | 平成 二六・二・ 五 |
| 民主党青森県第 2区総支部 | 田名部 匡代 | 太田 将壽 | 青森市新町一丁目 一の二三 | 二六・三・ 六 |
| 民主党青森県第 4総支部 | 田名部 匡代 | 太田 将壽 | 青森市新町一丁目 一の二三 | 二六・三・ 六 |

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の 名称 | 代表者 氏名 | 会計責任 者氏名 | 主たる事務所の所 在地 | 年届月 日出 |
|------------------|-----------|-------------|-----------------------------|------------------|
| 三浦清則後援会 | 三浦 必勝 | 檜山 清 | 中津軽郡西目屋村 大字村市字稲葉一 二〇 | 平成 二六・一・ 七 |
| 葛西のりゆき後 援会連合会 | 新戸部 満男 | 小林 忠一郎 | 弘前市大字本町六 四の三 | 二六・一・ 四 |
| ひぐちひでみ後 援会 | 畑中 勝男 | 滝本 一正 | 下北郡佐井村大字 一 佐井字古佐井九の 一 | 二六・三・ 五 |
| 沼山浩幸後援会 | 甲地 俊隆 | 大崎 慶一 | 上北郡東北町字住 来ノ下三〇の一 | 二六・三・ 六 |
| 沼山英隆後援会 | 蛸澤 孝義 | 沼山 重明 | 上北郡東北町字内 一 蛸沢道ノ上六一の 一 | 二六・三・ 六 |

| |
|------------------------------|
| 志士未来塾 |
| 西館 秀雄 |
| 川口 与一 |
| 上北郡おいらせ町 一深沢一丁目七三の 一六三 |
| 二六・三六 |

青森県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十六年七月十八日

青森県選挙管理委員長 柿崎 光 顯

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 届 月 日 出 |
|---------------|------------|----------------|-----------------|-------------|
| 自由民主党東北町支部 | 主たる事務所の所在地 | 上北郡東北町字赤川道三一の三 | 上北郡東北町字塔ノ沢山八九の七 | 平成 二六・二四 |
| 自由民主党青森県建設業支部 | 代表者 | 今 誠康 | 杉山 東幹 | 二六・一六 |
| 日本共産党青森県委員会 | 代表者 | 畑中 孝之 | 堀 幸光 | 二六・二六 |
| 日本共産党東青地区委員会 | 代表者 | 吉俣 洋 | 畑中 孝之 | 二六・二三 |
| 自由民主党平舘支部 | 会計責任者 | 福井 善一 | 木村 長壽 | 二六・二三 |
| 日本共産党三八地区委員会 | 代表者 | 松橋 三夫 | 島守 武雄 | 二六・二六 |

政党以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 届 月 日 出 |
|---------------|------------|--------------------|--------------------|-------------|
| 自由民主党鶴田町支部 | 主たる事務所の所在地 | 北津軽郡鶴田町大字中野字種元三一の一 | 北津軽郡鶴田町大字山道字前田一九の六 | 二六・三三 |
| 自由民主党青森県支部連合会 | 代表者 | 相川 正光 | 一戸 豊 | 二六・三三 |
| 自由民主党新郷村支部 | 代表者 | 中平 秀夫 | 長根 哲美 | 二六・三七 |
| 自由民主党七戸町支部 | 代表者 | 千葉 倫明 | 泉山 久 | 二六・三七 |
| 自由民主党鰹ヶ沢町支部 | 代表者 | 渋谷 正義 | 今村 魁次 | 二六・三四 |
| 日本共産党上十三地区委員会 | 代表者 | 市川 俊光 | 柿本 重治 | 二六・三六 |
| 政治団体の名称 | 代表者 | 中野 美智 | 須藤 健夫 | 平成 二六・一六 |
| 平山幸司青森県連合後援会 | 代表者 | 大竹 吾朗 | 新谷 義広 | 二六・一六 |
| 新懇会 | 主たる事務所の所在地 | 弘前市大字本町六四の三 | 弘前市大字西城七北二丁目六の一 | 二六・一四 |
| にいばり会 | 政治団体の名称 | にいばり会 | 新懇会 | 二六・二五 |
| 関和典後援会 | 代表者 | 常田 憲幸 | 桧山 健 | 二六・二〇 |
| 葛西収三後援会 | 代表者 | 葛西 弘文 | 赤城 幸雄 | 二六・二〇 |

| | | | | | | | | | | |
|-----------|---------|--------|---------|---|----------|---------|---------|---------|------------|----------|
| 三浦たかひろ後援会 | 三瀧春樹後援会 | 花田進後援会 | 斉藤憲雄後援会 | 信友会 | 三上あつし後援会 | 山田鉦一後援会 | 小笠原明後援会 | 阿部広悦後援会 | 大島理森五戸町後援会 | 桑田茂を励ます会 |
| 会計責任者 | 代表者 | 会計責任者 | 会計責任者 | 国会議員関係政治団体の区分 | 代表者 | 会計責任者 | 会計責任者 | 会計責任者 | 会計責任者 | 代表者 |
| 三浦 隆宏 | 三瀧 成太郎 | 一戸 俊道 | 石田 春夫 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 堀口 榮司 | 佐藤 富廣 | 小笠原 律子 | 福井 優子 | 川崎 由希子 | 桑田 久光 |
| 堰合 芳美 | 其田 舜藏 | 加藤 肇 | 田崎 秋弘 | 国会議員関係政治団体の候補者の氏名及び公職の種類 中村友信 衆議院議員 | 小原 利之 | 花田 環爾 | 小笠原 学 | 石岡 清作 | 松坂 俊司 | 秋谷 正義 |
| 二六・三二九 | 二六・三七七 | 二六・三四四 | 二六・三三三 | 二六・三三三 | 二六・三二二 | 二六・三三三 | 二六・二二七 | 二六・二二六 | 二六・二二五 | 二六・二二三 |

| | | | | | | | | | | | | |
|--------|---------|----------|---------|----------|--------|-----------|--------------------|--------------|-------------------|------------|----------|---------|
| 六新会 | 尾形祐幸後援会 | 館田瑠美子後援会 | 田中光弘後援会 | 天内しんや後援会 | 友政会 | ますしん英文後援会 | 桂田正春後援会 | 西村盛男後援会 | 全国旅館政治連盟 青森市支部 | 幸福実現党青森県本部 | えびな鉄芳後援会 | |
| 代表者 | 会計責任者 | 代表者 | 代表者 | 代表者 | 代表者 | 代表者 | 代表者 | 代表者 | 代表者 | 代表者 | 代表者 | |
| 小泉 勉 | 村上 昭人 | 村上 莊士 | 高橋 哲子 | 堀 幸光 | 松本 紅陽 | 菅米地 宣廣 | 中津軽郡西目屋村大字大秋字鶴住九一 | 三沢市中央町一丁目七の三 | 八木橋 裕 | 中山 大輔 | 齋藤 仁 | 海老名 鉄芳 |
| 木村 常紀 | 村上 行弥 | 村上 彰夫 | 辻村 泰子 | 工藤 節子 | 秋田谷 博徳 | 柿本 重治 | 中津軽郡西目屋村大字大秋字鶴住一〇一 | 三沢市下久保一丁目一の三 | 中山 大輔 | 小田桐 竹治 | 齋藤 敏行 | 海老名 徳太郎 |
| 二六・三二六 | 二六・三二六 | 二六・三二七 | 二六・三二七 | 二六・三二七 | 二六・三二七 | 二六・三二六 | 二六・三二五 | 二六・三二五 | 二六・三二五 | 二六・三二五 | 二六・三二四 | |

| | | | | | |
|---------|--------|---------|-------|-------|---------|
| 畑山親弘後援会 | 見崎清後援会 | 田中順造後援会 | 雄志会 | 桜会 | むつ青空クラブ |
| 会計責任者 | 会計責任者 | 代表者 | 会計責任者 | 代表者 | 会計責任者 |
| 鈴木盛治 | 見崎まき子 | 芋田剛 | 大屋智孝 | 山田正教 | 大屋智孝 |
| 外山忠男 | 見崎繁信 | 斉藤一友 | 金沢秀樹 | 大屋智孝 | 金沢秀樹 |
| 二六・三三 | 二六・三三 | 二六・三三 | 二六・三三 | 二六・三三 | 二六・三三 |

青森県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年七月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

| | | | |
|-------------|---------|--------|--------|
| 民主党青森県第2総支部 | 政治団体の名称 | 解散年月日 | 届出年月日 |
| 平成六・二六 | 解散年月日 | 平成六・二六 | 届出年月日 |
| 政治団体の名称 | 解散年月日 | 届出年月日 | 届出年月日 |
| 原子孝後援会 | 平成五・三〇 | 平成六・一七 | 平成六・一七 |

| | | | | | | | |
|----------------|----------|---------|-----------|----------|---------|---------|---------------|
| 政治結社國粹青年隊青森県本部 | 大川喜代治後援会 | 天間章八後援会 | 新保ひではる後援会 | 山本みのる後援会 | 工藤良憲後援会 | 奥瀬金蔵後援会 | 全国旅館政治連盟青森市支部 |
| 二六・一三 | 二六・一七 | 二六・一三 | 二六・一三 | 二四・三三 | 二五・二三 | 二六・三三 | 二六・三四 |
| 二六・一三 | 二六・一七 | 二六・一三 | 二六・一三 | 二六・三三 | 二六・三七 | 二六・三三 | 二六・三五 |

青森県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十六年七月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

| | | | | | |
|---------------|-----------|-----------|-------------|-----------------|--------|
| 届出者の氏名（公職の種類） | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 届出年月日 |
| 長尾忠行（平川市長） | 長尾忠行行政研究会 | 公職の種類 | 平川市長 | 青森県議会議員 | 平成六・一六 |
| 葛西憲之（弘前市長） | 新懇会 | 主たる事務所在地 | 弘前市大字本町六四の三 | 弘前市大字西城北二丁目六の一七 | 二六・二七 |
| 葛西憲之（弘前市長） | にいばり会 | 資金管理団体の名称 | にいばり会 | 新懇会 | 二六・二七 |

| | | | | |
|--------------------|-----|------------------|-------|-------|
| 中村 友信 (青森県議会議員) | 信友会 | 公職の種類 青森県議会議員 | 衆議院議員 | 二六・三二 |
|--------------------|-----|------------------|-------|-------|

公 安 委 員 会

電子計算機等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年七月十八日

青森県警察本部長 徳 永 崇

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における設置、設定、保守等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

電子計算機等一式

二 賃貸借期間

平成二十七年一月一日から平成三十一年十二月三十一日まで(ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することができる。)

三 設置場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号(物品等の競争入札参加資格)の一又は平成二十六年一月三十一日青森県告示第五十一号(物品等の

競争入札参加資格)の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。

5 納入する機器等について、青森県警察本部で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

1 入札に参加しようとする者は、申請書に関係書類を添えて、平成二十六年八月八日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に関係書類を添えて、平成二十六年八月八日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課用度係
電話 〇一七 七三三 四二二一

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課用度係
電話 〇一七 七三三 四二二一

2 入札書の提出期限

平成二十六年九月一日 午前十一時十五分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 会計課会議室

平成二十六年九月一日 午前十一時三十分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度ごとの契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額

のうち三か月分に相当する金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載することとする。

4 契約金額

落札価格をもって平成二十六年年度の契約金額とする。ただし、平成二十七年年度から平成三十年年度までの各年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を三で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とし、平成三十一年年度の契約金額は落札価格に九を乗じた額を三で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Electronic Computer hardware and software

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

11:15 A.M. September 1, 2014

3 Contact point for the notice:

Supply Section

Finance Division,

Aomori Prefectural Police HQ

2-3-1 Shinmachi

Aomori City, Aomori 030-0801

Japan
TEL 017-723-4211

| | | |
|---|---|--|
| <p>(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県</p> | <p>(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社</p> | <p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭</p> |
|---|---|--|